

議 事 内 容

専務理事	第 81 回常設審議委員会の定刻となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
議長	それでは、ただいまから第 81 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 18 名に対し 15 名の出席をいただいております。 常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 5 条・7 件のほか、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を守るための要請について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇市(町)・〇〇委員と〇〇市(町)・〇〇委員をお願いします、書記は農業会議事務局といたします。
議長	はじめに、農地法第 5 条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長	まず、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-1について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会から4件続けてお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-2~5-5について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-6について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-7について、資料に沿って説明)
議長	農地法第5条関係7件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議長	はじめに5-1の案件になりますが、常設審議委員会運営規程第25条 第1項の議事参与の規定により、委員は自身に関与する議題の採決に加 わることができないこととなっておりますので、〇〇〇〇の〇〇委員は 一旦退席をお願いします。
〇〇委員	(退席)
議長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請 の既存施設の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないで しょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異 議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)

議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	〇〇委員に席にお戻りいただくまでしばらくお待ちください。
〇〇委員	(着席)
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	13ページの参考事項のところで賃借料12千円となっておりますけれど、この賃借権が何年間なのかということとですね、今は農地ですが、太陽光の施設を作った場合は評価課税が変わるわけですね。課税が雑種地になって宅地見込みの課税になるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺は地権者に対して説明等はしているのかどうかということ、それと次の案件は8,500円の賃借料で、場所としては同じようなところありますので、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。
〇〇農業委員会	まず賃借期間は5-3も5-4も20年間となっております。現況の課税が変わるということに関しては、こちらの大良地区は周辺でも10個以上の太陽光発電施設の設備がされております。その辺りで、区長さんとか生産組合長から所有者さんには、そのような税金のかかり方も説明されていると考えております。あと最後の質問の8,500円ですね。
〇〇委員	内容は一緒ですかね。

〇〇農業委員会

内容は一緒です。

〇〇委員

そこら辺を地主さんが理解してあるかどうかということ等の確認ですが。

〇〇農業委員会

地主さんは理解されています。

〇〇委員

分かりました。

議長

他にございませんか。

〇〇委員

今日〇〇市（町）から出ている全ての件ですけどね。これはさっきおっしゃった20年したら契約の年数が切れますよね。そのときになってくると多分もう発電効力はほとんどゼロに近い。やっても赤字みたいな形になると思うんですよ。その後の処置はそれぞれ誰が責任を持つのかということをはっきりしてるんですか。

〇〇農業委員会

うちの方も太陽光発電に関してはそれをちょっと懸念しておりまして、念書までは取ってないんですけども、口頭で確認するようにはしております。〇〇市（町）の環境課の方では、令和4年の8月から太陽光発電設備に関しましては届出をしてくださいということになりました。周辺の農地等に影響を与えるような所とかですね、そういったところでまだ制度が動き出したばかりなのでどこまで注視できるか分からないんですけど、農業委員会と環境課の方でその動向は確認できるのかなと思います。

〇〇委員

いや、動向が確認されたってね、後始末をどうするのかっていうことをはっきりしておかないと、例えばこの人たちがもうそのまま止めたよっていうときに、地主にその負担が来るのか。例えば8,500円ぐらいの値段で、最後になって地主が片付けることになったら大変なお金がかかりますよ。地主さんももう駄目となったら、業者も止めるのに〇〇市（町）が全部面倒見られないかんようになります。だからそこをね、この1件の問題じゃなくて、これから先も多分〇〇市（町）やどこの市町村でも出てくると思うんですよね。県がそういうことをちゃんとしなさいと条例を作ってくればいいですよ。でもそれがないうちは、これは各市町村の責任になってくるはずですよ。市町村の農業委員会を通してきてるんだから。だから後処理をどうするのかということをはっきりしないと

〇〇市（町）もその時になって困ってしまう、地主さんも困る。業者がもう 20 年経ったからと逃げたらね、例えば赤字になったときにわざと倒産かけるわけよ。面倒見なくていいように。〇〇市（町）だけを責めてるわけじゃないですよ。うちの方の〇〇市（町）もそうなんですけどね。どっかで歯止めをかけるようなことを考えていかないとね。議長にもお願いしたいんですけどね。こういう案件がこれからもいっぱい出てくると思うんですよ。ですからそれを県の方に、問題がどこにあってどういうふうにするのかということを検討していただきたい。できれば県の条例で縛るのが一番いいんですよ。でもそういう簡単にいかないなら、県ができないならば各市町村の方にこういう検討をやりなさいよと。重要な要請をお願いしたいんですけどね。以上です。

議長

今の件については〇〇市（町）の農業委員会でもたまに話が出ます。申請者の会社が工事が終わったら別の会社に移っていたとか、買った会社は地元じゃなくて〇〇県の会社だったとかですね。こういうときに、今〇〇会長も言われたように、震災とか大雨、台風等でかなり被害を受けた場合の心配をされたんですけど、これは全国的にこれから後の問題になる案件ですよ。今、日本全国に太陽光パネルが何千万枚かもしくは 1 億枚以上あるのか知しませんが、これが 20 年、25 年先は産業廃棄物になるわけですね。これをペットボトルみたいな感じで再生できるんだったらよかったですけど。この辺りの問題が 5 年 10 年後ぐらいからどんどん各都道府県において出てくる可能性があります。そういったときに、もう会社はなくなったみたいな感じになっていたときに、その地元の市町は本当困るわけですよ。この件につきましては、事務局と話をしながら、県の方にもこれから後の心配ということでお話をさせていただくような方向に持っていきたいと思います。

〇〇委員

ちょっとよろしいでしょうか。

議長

はい、どうぞ。

〇〇委員

賃貸契約はどうなっているのですか。20 年後は現状復旧となっているのですか。

〇〇農業委員会

20 年後にはもう事業自体は終わるということを聞いています。

〇〇委員

いや、事業が終わった後に畑に戻すかどうかの契約書はあるのでしょうか。

〇〇農業委員会

畑に戻すかまでは明記されていないです。

〇〇委員

やっぱりそこまで確認しとかないといかんのじゃないですか。賃貸契約だと、畑を転用するんだから、農業委員会としてはそこまで確認をしてください。

〇〇委員

今皆さんからご意見が出ておりますように、その件を一番心配をいたしております、20年で一応終わって後片付けまで処理をするのか、あるいは20年後、まだ使える状態であれば、またその状態で契約をし直して存続をしていくという案も出ておまして、最終的にはっきりとした検討はなされていないというのが今の実情でございます。だからこういった問題に取り組んでいく以上はですね、その辺も県の方とも、市町一緒になって統一した考え方で取り組んでいかなければいけないんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

〇〇委員

〇〇市(町)ですけど、私のところも同じような懸念が出ていてですね、一応強制ということじゃなくて、業者の方に使用後は責任持って廃棄をするというふうな念書みたいなものを取るようしております。それでお尋ねしたいのは、それぞれ県の方に合議をしながらこういう書類を作るわけですね。そういうときに、許可権者である県の考え方というか、どういう指導があつてるんでしょうか。実際こういう申請をするときにあれが必要これが必要という指示を受けながら地元市町がすると思うんですけど、何か参考になるようなことがあつたら教えてください。

〇〇農業委員会

あくまで念書とかはですね、20年後の分に関しては法定書類じゃないというような言い方をされるので、特に念書までは取っていないというのがあって、一応口頭だけ確認をしているような状況です。例えば農地所有者の同意とかも必要ないっていうふうに言われていますが、〇〇農業委員会としては隣接農地所有者の同意とかは必要かと思うので取らせていただいているんですけど、そこら辺は県の方とも合議しながら調整をしている感じですね。

〇〇委員

そしたら県許可をするにあたって、県のスタンス、取り組みとしてはほったらかしというか、そういうことで意見がそれぞれ出ている。皆さんそういうことを課題に思っているわけですね。それを許可権者である佐賀県としては見て見ぬふりというか、設置者に対しても市に対してもここら辺はきちんと追跡をするようなことをしておきなさいということは

何もない。今法律が産業廃棄物になるというふうに変わっているように私は思っているんですけど、その産業廃棄物として強制権があるような法律ができればね、そういうのは少しは安心だと思うんですけど、そこら辺佐賀県では今のところ何もないということですね。

〇〇農業委員会

県のスタンスが私が考えてるのが正解かどうか分からないんですけど、資力があって資金面とか転用することに抵当権の同意がちゃんと取れているとかですね、その辺をちゃんとしておけば許可が出るっていう形なので、〇〇市（町）としては先ほど申し上げたように、規制とまではいかないんですけど環境課の方でそういった動向を確認するような形で制度自体を設けさせていただいています。

〇〇委員

はい。分かりました。会長、これは〇〇市（町）さんだけじゃなくて全国的なことだと思うし、先程〇〇委員さんも言われたように、佐賀県全体として、例えば〇〇市（町）は取っているのに〇〇〇市（町）は何も取ってないよということだったら、何で〇〇市（町）ばかり取るのかとかそういうことが出てくると思うので、これは全県下的に網をかけるようなことを佐賀県の担当部署なりにやっぱり早急に要請すべきじゃないかと。この常設委員としてもですよ、こういう懸念が出ているということを含めて佐賀県の担当部署の方にどうにか早急に考えてくれと。土砂災害とか何とか出たときに後始末の問題とかいろいろあるわけですね。それは早めに対応した方がいいんじゃないかなと私は思いますけど。

〇〇委員

先程来、意見が出ていますが、〇〇市（町）においても営農型発電の一時転用を許可するわけですが、その中に、10年20年後の撤去費用というのを的確な書類でもらっています。賃借の場合は特にそういうものが不要じゃないかなという気がします。そうすると後の心配もないかなと思いますよね。立ち逃げじゃないんですけど、そういう撤去費用まで提出してもらおうということにすれば地元にしても安心じゃないかなと私は思います。

議長

他にございませんか。

委員一同

（意見・質問等なし）

議長

いろんな意見をいただきました。それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の風力発電設備建設に伴う仮設用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	私の聞き間違いかも知れませんが、その他に639,320千円と書いてあるんですが、これは資材代ですか。かなり金額が大きいですね。
〇〇農業委員会	これはですね、タワーとかブレードは海外から輸送される形になってきますので、海外からの輸送費ということでその額が記載されております。
〇〇委員	整地費とか建設費よりも金額がものすごく多くなっていたからですね、その他の項では全然見えないものですから、もしよければ参考のために括弧書きでもいいので記載をお願いします。書いてもらえば自分たちも納得できますので。
〇〇農業委員会	分かりました。
〇〇委員	外国から取り寄せになるんですね。

〇〇農業委員会	大体風車が日本国内にメーカーが存在しないってことを聞いておりました、海外メーカーからの調達になるそうです。今回の案件につきましては、ドイツのメーカーから取り寄せる形になって、今回半島の先まで輸送をされるという形です。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の現場事務所、資材置場及び駐車場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 以上、本日意見を求められた農地法第5条関係7件について、各市町農
業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

議長 続きまして、次の項目に移ります。
「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を守るための要請」につ
いて、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局 (資料2により説明)

議長 皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問等)

議長 最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。

農業会議事務局 (資料3により説明。)

議長 それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

〇〇委員 皆さま、お疲れさまでした。
今回は1月16日となりますので、ご予約をお願いします。
